

[事案 2024-81] 慰謝料請求

・令和 7 年 1 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な対応を理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下等の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 元配偶者との婚姻中である平成 18 年頃、募集人の取扱いにより、元配偶者を契約者として、一時払養老保険に加入した。後日、募集人から保険料の出所を探るような質問をされたので、元配偶者が宝くじで当たったお金であること、このことは内密にしてもらいたいことを話した。
- (2) 平成 26 年に元配偶者と離婚したが、令和 6 年 1 月頃、募集人が元配偶者に対して宝くじの件に言及したせいで、元配偶者から、自分が募集人に宝くじの件を話したことを咎める LINE が来た。
- (3) 自分が内密にと話した内容を、募集人が元配偶者に話してしまい、離婚後も円満な関係だった元配偶者からの信用を失い、憎まれることになり、苗字を変更するよう強要された。今後も元配偶者から許されず信用を取り戻せないことで、現在も苦痛を感じている。
- (4) 募集人に事実確認をしたが、全て否定され、認めるまでに 1 か月以上かかった。また、面談時には、会話の最中に笑いながら話すという不愉快な言動があり、ことの重大さを十分理解していないと感じた。
- (5) 本件により、うつ状態が増悪し、不眠状態が長期間続いたため職務に集中できず、上司から指摘されるほど身体的および精神的疲労が蓄積し、業務遂行に支障が生じた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和 6 年 1 月、元配偶者の契約見直手続の際、募集人は、今後の提案の参考にしたいと思い、平成 18 年に契約した一時払養老保険の満期保険金が残っているかどうかの趣旨の質問をしたが、宝くじに関する質問はしていない。その会話の前後の文脈で宝くじの話に繋がるような話題もなかった。
- (2) 募集人から宝くじに関する発言がされていれば、その場で元配偶者から「なぜあなたが宝くじのことを知っているのか」などの質問がなされるはずであるが、そのような指摘がされていないことから、募集人が宝くじに関する発言をしていないことが裏付けられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。